に当該申告書等の提出者等の個人番号及び法人番号を追加し、利子、配当等の受領者の告知制度等について告知すべき事項に当該告知をする者の個人番号及び法人番号を追加する等の整備をすることとした。（第一条～第三九条関係）

㈠　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二二年政令第二六八号）

㈡　相続税法施行令（昭和二五年政令第七一号）

㈢　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二九年政令第一〇三号）

㈣　租税特別措置法施行令（昭和三二年政令第四三号）

㈤　揮発油税法施行令（昭和三二年政令第五七号）

㈥　酒税法施行令（昭和三七年政令第九七号）

㈦　国税通則法施行令（昭和三七年政令第一三五号）

㈧　所得税法施行令（昭和四〇年政令第九六号）

㈨　法人税法施行令（昭和四〇年政令第九七号）

㈩　石油ガス税法施行令（昭和四一年政令第五号）

⑪　印紙税法施行令（昭和四二年政令第一〇八号）

⑫　航空機燃料税法施行令（昭和四七年政令第五七号）

⑬　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四七年政令第一五一号）

⑭　電源開発促進税法施行令（昭和四九年政令第三三九号）

⑮　石油石炭税法施行令（昭和五三年政令第一三二号）

⑯　たばこ税法施行令（昭和六〇年政令第五号）

⑰　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第一五八号）

⑱　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三六三号）

⑲　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二三年政令第一一二号）

⑳　財務省組織令（平成一二年政令第二五〇号）

2　この政令は、別段の定めがあるものを除き、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（消費者庁）

1　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二五年法律第八六号）の施行に伴い、公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の法律にこの法律を追加等することとした。

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年五月二〇日から施行することとした。

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八一号）（環境省）

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五八号）の施行期日を平成二六年六月一日とすることとした。

◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（環境省）

1　都道府県知事等は、解体等工事の発注者に対し、法第一八条の一五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第一八条の一七第一項の規定による調査について報告を求めることができることとした。（第一二条第七項関係）

2　都道府県知事等は、解体等工事の受注者に対し法第一八条の一七第一項の規定による調査について、自主施工者に対し法第一八条の一五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第一八条の一七第三項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができることとした。（第一二条第八項関係）

3　特定工事に係る報告は特定工事を施工する者（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。）に対し行うこととし、特定工事に係る検査の対象は特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）とすることとした。（第一二条第九項関係）

4　この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年六月一日）から施行することとした。

◇投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定（条約第五号）（外務省）

この協定は、投資の促進、円滑化及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　各締約国は、関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他の締約国の投資家による投資を許可する旨定める。（第二条関係）

3　各締約国は、投資活動に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第三条関係）

4　各締約国は、投資活動等に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第四条関係）

5　各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、他の締約国の投資家の投資財産に関して契約等の形式で行った約束を遵守する旨定める。（第五条関係）

6　各締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第六条関係）

7　いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定により禁止される措置の履行要求を行ってはならない旨定める。（第七条関係）

8　各締約国は、自国の関係法令に従い、自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の自然人の入国、滞在及び居住に関する手続を円滑化するよう可能な限り努める旨定める。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従って知的財産権を保護する旨定める。また、この協定のいかなる規定も、二以上の締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。（第九条関係）

10　各締約国は、投資活動に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定め、また、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす規制を設定する前に、公衆による意見の提出のための合理的な機会を与える旨定める。（第一〇条関係）

11　いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。（第一一条関係）

12　各締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一二条関係）

13　各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。（第一三条関係）